





ら第三十四条の二まで及び第四十九条の規定は、外国公認会計士について準用する。

### 第三章 公認会計士の登録

つたと認めるとき、若しくは前項の規定による指示に従わないとき、又は当該実務補習団体等から実務補習団体等としての認定の取消しの申請があつたときは、第一項の認定を取り消すことができる。

6 実務補習団体等は、公認会計士試験に合格した者で当該実務補習団体等において実務補習を受けている者（次項において「受講者」といいう。）がすべての実務補習の課程を終えたときは、（登録の義務）遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該実務補習の状況を書面で内閣総理大臣に報告しなければならない。

7 内閣総理大臣は、前項の規定による報告に基づき、受講者が実務補習のすべての課程を修了したと認めるときは、当該受講者について実務補習の修了したことの確認を行わなければならぬ。

8 この法律に定めるものほか、実務補習について必要な事項は、内閣府令で定める。（外国で資格を有する者の特例）

第十六条の二 外国において公認会計士の資格に相当する資格を有し、かつ、会計に関する日本国法令について相当の知識を有する者は、内閣総理大臣による資格の承認を受け、かつ、日本公認会計士協会による外国公認会計士名簿への登録を受けて、第二条に規定する業務を行うことができる。ただし、第四条各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

2 内閣総理大臣は、前項の資格の承認をする場合には、内閣府令で定めることにより、公認会計士・監査審査会をして試験又は選考を行わせるものとする。

3 前項の試験又は選考を受けなかった場合においても、これを還付しない。

4 前項の規定により納付した手数料は、第二項の試験又は選考を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

5 第一項の登録を受けた者（以下「外国公認会計士」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、日本公認会計士協会は、同項の登録を抹消しなければならない。

二 外国において公認会計士の資格に相当する資格を失つたとき。  
第十八条の二から第二十条まで、第二十一条（第一項を除く。）、第二十二条、第二十四条か（登録の義務）るとき。

4 日本公認会計士協会は、前項の規定により登録を拒否するときは、その理由を付記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。（登録を拒否された場合の審査請求）

### 第十九条の二 前条第三項の規定により登録を拒否された者は、当該申請に不服があるときは、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。

2 前条第一項の規定により登録申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月を経過しても当該申請に對して何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。

### 第十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士の登録を受けることができない。

一 懲戒処分により、税理士、弁護士、外国法事務弁護士又は弁理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの

二 税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第二号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの

三 心身の故障により公認会計士の業務を行わせることができない者又は公認会計士の信用を害するおそれがある者

（登録の手続）

2 前項の登録申請書には、公認会計士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

3 日本公認会計士協会は、第一項の規定により登録を受けようとする者は、登録申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、公認会計士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

3 日本公認会計士協会は、第一項の規定により登録を受けようとする者は、登録申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、公認会計士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

3 前項の登録申請書には、公認会計士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

の規定による登録の抹消については同条第一項及び第三項の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

### 第二十条 公認会計士が登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。（登録の抹消）

2 前項の場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定により明らかにされた期間を経過しないもの

### 第二十一条 公認会計士は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。（登録の抹消）

2 前項の場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定により明らかなにされた期間を経過しないもの

### 第二十二条 公認会計士が登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。（登録の抹消）

2 前項の場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定により明らかなにされた期間を経過しないもの

### 第二十三条 公認会計士の登録の抹消（登録の細目）

2 前項の場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定により明らかなにされた期間を経過しないもの

### 第二十四条 公認会計士の登録の抹消（特定の事項についての業務の制限）

2 前項の場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定により明らかなにされた期間を経過しないもの

### 第二十五条 公認会計士の登録の抹消（登録の細目）

2 前項の場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定により明らかなにされた期間を経過しないもの

### 第二十六条 公認会計士の登録の抹消（登録の細目）

2 前項の場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定により明らかなにされた期間を経過しないもの

3

国家公務員若しくは地方公務員又はこれらの職にあつた者は、その在職中又は退職後二年間は、その在職し、又は退職前二年間に在職していいた職と職務上密接な関係にある営利企業の財務について、第二条第一項の業務を行つてはならない。

士・その配偶者又は当該公認会計士若しくはその配偶者が実質的に支配していると認められるものとして内閣府令で定める関係を有する法人その他の団体が、次の各号のいずれかに該当する者（以下「大会社等」という。）から第二条第一項の業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上された額の合計額その他の事項を勘査して政令で定める者を除く。）

二 金融商品取引法第百九十三条の二第一項又は第二項の規定により監査証明を受けなければならない者（政令で定める者を除く。）

三 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第一項に規定する銀行

四 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八百八十七号）第二条第一項に規定する長期信用銀行

五 保険業法第二条第一項に規定する保険会社

六 前各号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

書類について第二条第一項の業務を行うとき  
は、他の公認会計士若しくは監査法人と共同  
し、又は他の公認会計士を補助者として使用し  
て行わなければならない。ただし、他の公認会  
計士若しくは監査法人と共同せず、又は他の公  
認会計士を補助者として使用しないことにつき  
内閣府令で定めるやむを得ない事情がある場合  
は、この限りでない。

(証明の範囲及び証明者の利害関係の明示)

**第二十五条** 公認会計士は、会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、いかなる範囲について証明をするかを明示しなければならない。

3 公認会計士は、会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、当該会社その他の者と利害関係を有するか否か、及び利害関係を有するときはその内容その他の内閣府令で定める事項を証明書に明示しなければならない。

4 公認会計士は、前項の規定による証明書による証明に代えて、内閣府令で定めるところにより、当該証明に係る会社その他の者の承諾を得て、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で

ことにつき、内閣府令で定めるやむを得ない事情があると認められる場合において、内閣府令で定めるところにより、会計期間ごとに内閣总理大臣の承認を得たときは、この限りでない。

金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）にその発行する有価証券を上場しようとする者その他の政令で定める者（大会社等を除く。）の発行する当該有価証券が上場される日その他の政令で定める日の属する会計期間前の三会計期間の範囲内で内閣府令で定める会計期間に係るその者の財務書類について公認会計士が監査関連業務を行つた場合には、その者を大會社等とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「公認会計士は」とあるのは、「次項の監査関連業務を行つた公認会計士は」とする。

第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の監査関連業務とは、第二条第一項の業務、監査法人の行う同項の業務にその社員として関与すること及びこれらに準ずる業務として内閣府令で定めるものをい

（業務の状況に関する説明書類の縦覧等）

**第二十一条の四** 公認会計士は、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいい、大会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行つたものに限る。）ごとに、業務の状況に関連する者と連結して内閣府令で定めるものとされたる者として内閣府令で定めるものと、以下この条及び第三十四条の十一第一項第三号において同じ。の役員又はこれに準ずるものに就いてはならない。ただし、当該会社その他の者又はその連結会社等の役員又はこれに準ずるものに就くことにつきやむを得ない事情があると認められるときその他の内閣府令で定める場合において、内閣総理大臣の承認を得たときは、この限りでない。

（使用者等に対する監督義務）

**第二十二条の三** 公認会計士は、第二条第一項又は第二項の業務を行うため使用者その他の従業者を使用するときは、当該業務を適正に遂行するよう当該使用者その他の従業者を監督しなければならない。

あつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ)により同項に規定する事項を併せて明示することにより当該証明をすることができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

(信用失墜行為の禁止)

**第二十六条** 公認会計士は、公認会計士の信用を傷つけ、又は公認会計士全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

**第二十七条** 公認会計士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は濫用してはならない。公認会計士でなくなつた後であつても、同様とする。

(研修)

**第二十八条の二** 公認会計士が会社その他の者の財務書類について第二条第一項の業務を行つた場合には、当該公認会計士(公認会計士であつて者と含む)は、当該才効書類に係る旨明

三 二年以内の業務の停止登録の抹消

(虚偽又は不当の証明についての懲戒)

**第三十条** 公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、前条第二号又は第三号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

2 公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、前条第一号又は第二号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

3 監査法人が虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合において、当該証明に係る業務を執行した社員である公認会計士に故意又は相当の注意を怠つた事実があるときは、当該公認会計士について前二項の規定を準用する。

(一般の懲戒)

**第三十一条** 公認会計士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反した場合又は第三十四条の二の規定による指示に従わない場合には、

3 2 1  
前項に規定する説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。  
第一項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、公認会計士の事務所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項の説明書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。  
前三項に定めるものほか、第一項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

4 前項に規定する説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。  
第一項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、公認会計士の事務所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項の説明書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。  
前三項に定めるものほか、第一項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第五章 公認会計士の責任

(懲戒の種類)

第二十九条 公認会計士に対する懲戒処分は、次の三種とする。

内閣総理大臣は、第二十九条各号に掲げる懲戒の処分をることができる。公認会計士が、著しく不当と認められる業務の運営を行つた場合には、内閣総理大臣は、第二十九条第一号又は第二号に掲げる懲戒の処分をすることができる。(課徴金納付命令)

**第三十一条の二** 公認会計士が会社その他の者の財務書類について証明をした場合において、第三十条第一項又は第二項に規定する場合に該当する事実があるときは、内閣総理大臣は、第三十四条の四十から第三十四条の六十二までに定める手続に従い、当該公認会計士に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該証明について第三十条第一項に規定する場合に該当する事実がある場合、当該証明を受けた当該会社その他の者の財務書類による会計期間における報酬その他の対価として政令で定める額(次号において「監査報酬相当額」という。)の一・五倍に相当する額二 当該証明について第三十条第二項に規定する場合に該当する事実がある場合 監査報酬相当額

前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、同項の公認会計士に対して、同項の課徴金を納付させることを命じないことができる。

一 第三十条第一項に規定する場合に該当する事実がある場合において、当該公認会計士に対して同項の処分をする場合(同項の財務書類に係る虚偽、錯誤又は脱漏が当該財務書類全体の信頼性に与える影響が比較的軽微であると認められる場合として内閣府令で定める場合に限る。)

二 第三十条第二項に規定する場合に該当する事実がある場合において、当該公認会計士に対して同項の処分をする場合(同項の相当の注意を著しく怠つた場合として内閣府令で定める場合を除く。)

三 当該公認会計士に対して第二十九条第二号に掲げる処分をする場合(第三十四条の十の第四項に規定する被監査会社等との間で既に締結されている契約に基づく第二条第一項の業務として内閣府令で定めるものの停止を命ずる場合に限る。)

四 当該公認会計士に対して第二十九条第三号に掲げる処分をする場合

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。  
三 帳簿書類その他の物件の所有者に対し、該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

四 事件に関係のある事務所その他の場所に立ち入り、事件に関係のある帳簿書類その他の物件を検査すること。

五 第一項の規定による命令を受けた者は、同項の規定による課徴金を納付しなければならない。

四 当該公認会計士に第三十条又は第三十一条に規定する場合に該当する事実があると想定するときは、内閣総理大臣に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

五 第一項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満であるときは、課徴金の納付を命ずることができない。

四 第一項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満の端数があるときは、その端数は一切捨てる。

五 第一項の規定による命令を受けた者は、同項の規定による課徴金を納付しなければならない。

四 第二十九条何人も、公認会計士に第三十条又は第三十一条に規定する場合に該当する事実があると想定するときは、内閣総理大臣に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

五 第二十九条何人も、公認会計士に第三十条又は第三十一条に規定する場合に該当する事実があると想定するときは、内閣総理大臣に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

二 前項に規定する報告があつたときは、内閣総理大臣は、事件について必要な調査をしなければならない。

三 内閣総理大臣は、公認会計士に第三十条又は第三十一条に規定する場合に該当する事実があると想定するときは、職権をもつて、必要な調査をすることができる。

四 内閣総理大臣は、第三十条又は第三十一条の規定により第二十九条第一号又は第二号に掲げる懲戒の処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

五 第三十条又は第三十一条の規定による懲戒の処分は、聴聞を行つた後、相當な証拠により第三十条又は第三十一条に規定する場合に該当する事実があると認めたときにおいて、公認会計士・監査審査会の意見を聴いて行う。ただし、内閣総理大臣は、第三十条又は第三十一条の規定による勧告の処分が第四十一条の二の規定による懲戒の基づくものである場合は、公認会計士・監査審査会の意見を聴くことを要しないものとする。

六 第三十条又は第三十一条の規定による懲戒の処分をしたときは、その旨を公示しなければならない。

七 第三十条又は第三十一条の規定による懲戒の処分をしたときは、その旨を公示しなければならない。

八 第三十条又は第三十一条の規定による懲戒の処分をしたときは、その旨を公示しなければならない。

九 第三十条又は第三十一条の規定による懲戒の処分をしたときは、その旨を公示しなければならない。

十 第三十条又は第三十一条の規定による懲戒の処分をしたときは、その旨を公示しなければならない。

十一 第三十条又は第三十一条の規定による懲戒の処分をしたときは、その旨を公示しなければならない。

十二 第三十条又は第三十一条の規定による懲戒の処分をしたときは、その旨を公示しなければならない。

十三 第三十条又は第三十一条の規定による懲戒の処分をしたときは、その旨を公示しなければならない。

十四 第三十条又は第三十一条の規定による懲戒の処分をしたときは、その旨を公示しなければならない。

十五 第三十条又は第三十一条の規定による懲戒の処分をしたときは、その旨を公示しなければならない。

十六 第三十条又は第三十一条の規定による懲戒の処分をしたときは、その旨を公示しなければならない。

十七 第三十条又は第三十一条の規定による懲戒の処分をしたときは、その旨を公示しなければならない。

十八 第三十条又は第三十一条の規定による懲戒の処分をしたときは、その旨を公示しなければならない。

十九 第三十条又は第三十一条の規定による懲戒の処分をしたときは、その旨を公示しなければならない。

二十 第三十条又は第三十一条の規定による懲戒の処分をしたときは、その旨を公示しなければならない。

二十一 第三十条又は第三十一条の規定による懲戒の処分をしたときは、その旨を公示しなければならない。

二十二 第三十条又は第三十一条の規定による懲戒の処分をしたときは、その旨を公示しなければならない。

### 第三十三条 内閣総理大臣は、前条第一項(第四十六条の十第二項において準用する場合を含む。)又は第三項の規定により事件について必要な調査をするため、当該職員に次に掲げる処分をさせることができる。

一 事件関係人若しくは参考人に出頭を命じて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

### (設立等)

#### 第五章の二 監査法人

##### 第一節 通則

###### 二 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

###### (登記)

###### 三 第二十四条の二の二 公認会計士(外国公認会計士を含む。以下この章から第五章の四まで及び第六章の二において同じ。)及び第三十四条の十の八の登録を受けた者は、この章の定めると

ころにより、監査法人を設立することができること。

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三 帳簿書類その他の物件の所有者に対し、該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

四 事件に関係のある事務所その他の場所に立ち入り、事件に関係のある帳簿書類その他の物件を検査すること。

五 第一条及び第一条の二の規定は、監査法人に適用する。

二 第一条及び第一条の二の規定は、監査法人に適用する。

三 法人という文字を使用しなければならない。

四 有限責任監査法人は、その名称中に社員の全部が有限責任社員であることを示す文字としており、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

五 参考人は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

二 前項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

二 前項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

二 他の監査法人において、第三十四条の十の二の規定又は第三十一条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

一 第三十条又は第三十一条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

二 他の監査法人において、第三十四条の十の二の規定又は第三十一条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

一 第三十条又は第三十一条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

二 他の監査法人において、第三十四条の二十一第二項の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

2	前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
	(設立の手続)
3	第三十四条の七 監査法人を設立するには、その社員にならうとする者が、共同して定款を定めなければならない。この場合において、その社員にならうとする者のうちには、五人以上の公認会計士である者を含まなければならない。
2	会社法第三十条第一項の規定は、監査法人の定款について準用する。
3	定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
1	一 目的
2	二 名称
3	三 事務所の所在地
4	四 社員の氏名及び住所
5	五 社員の全部が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別
6	六 社員の出資の目的(有限責任社員にあつては、金銭その他の財産に限る)及びその価額又は評価の標準
7	七 業務の執行に関する事項
4	八 無限責任監査法人を設立しようとする場合には、前項第五号に掲げる事項として、その社員の全部を無限責任社員とする旨を記載しなければならない。
5	九 監査法人を設立しようとする場合には、第三項第五号に掲げる事項として、その社員の全部を有限責任社員とする旨を記載しなければならない。
6	第三十四条の八 削除
7	(成立の届出)
8	第三十四条の九の二 監査法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。
9	第三十四条の九の二 監査法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
10	(定款の変更)
11	第三十四条の十 監査法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によつて、定款の変更をすることができる。
12	監査法人は、定款の変更をしたときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

1	第二節 社員 (業務の執行等)
2	第三十四条の十の二 監査法人の行う第二条第一項の業務については、公認会計士である社員のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。
3	指定証明については、前条の規定にかかわらず、指定社員のみが無限責任監査法人を代表する。
4	前二項に規定するもののほか、公認会計士である社員は、定款の定めにより監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することができる。
5	第二項に規定するもののはか、特定社員は、定款の定めにより監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することができる。
6	(法人の代表)
7	第三十四条の十の三 第一条第一項の業務については、公認会計士である社員のみが各自監査法人を代表する。ただし、公認会計士である社員の全員の同意によつて、公認会計士である社員のうち同項の業務について特に監査法人を代表すべき社員を定めることを妨げない。
8	第三十四条の五各号に掲げる業務については、監査法人のすべての社員が、各自監査法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち当該各号に掲げる業務について特に監査法人を代表すべき社員を定めることが妨げない。
9	第三十四条の五各号に掲げる業務については、監査法人のすべての社員が、各自監査法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち当該各号に掲げる業務について特に監査法人を代表すべき社員を定めることが妨げない。
10	(特定社員)
11	第三十四条の五各号に掲げる業務については、監査法人のすべての社員が、各自監査法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち当該各号に掲げる業務について特に監査法人を代表すべき社員を定めることが妨げない。
12	(指定社員)
13	第三十四条の十の四 無限責任監査法人は、特定の証明について、一人又は数人の業務を担当する社員(特定社員を除く。次項、第五項及び第六項において同じ。)を指定しなければならない。
14	前項の規定による指定がされた証明(以下この条及び次条において「特定証明」という)を指定することができる。
15	第三十四条の十の四第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされていない場合において、指定証明に関し被監査会社等に生じた債権に基づく無限責任監査法人の財産に対する強制執行がその効力を奏しなかつた場合を除き、前項と同様とする。

1	(以下この条及び第三十四条の十の六において「指定社員」という。)のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。
2	指定証明については、前条の規定にかかわらず、指定社員のみが無限責任監査法人を代表する。
3	前二項に規定するもののほか、公認会計士である社員は、定款の定めにより監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することができる。
4	前二項に規定するもののほか、公認会計士である社員は、定款の定めにより監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することができる。
5	前二項に規定するもののほか、公認会計士である社員は、定款の定めにより監査法人の意思決定にかかわらず、指定社員のみが無限責任監査法人を代表する。
6	(社員の責任)
7	第三十四条の十の六 監査法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯してその弁済の責任を負う。
8	監査法人の財産に対する強制執行がその効力を奏しなかつたときも、前項と同様とする。
9	前項の規定は、社員が監査法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したと指定期証明について、当該証明に係る業務の結果前に指定社員が欠けたときは、無限責任監査法人は、新たな指定をしなければならない。その指定がされなかつたときは、全社員を指定したものとのみなす。
10	無限責任監査法人は、第四項の規定による書面による通知に代え、内閣府令で定めるところにより、被監査会社等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該無限責任監査法人は、当該書面による通知をしたものとみなす。
11	(指定有限責任社員)
12	第三十四条の十の五 有限責任監査法人は、当該有限責任監査法人の行うすべての証明について、各証明ごとに一人又は数人の業務を担当する社員(特定社員を除く。次項、第五項及び第六項において同じ。)を指定しなければならない。
13	前項の規定による指定がされた証明(以下この条及び次条において「特定証明」という)を指定することができる。
14	第三十四条の十の四第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされていない場合において、指定証明に関し被監査会社等に生じた債権に基づく無限責任監査法人の財産に対する強制執行がその効力を奏しなかつた場合を除き、前項と同様とする。

1	4 有限責任監査法人は、第一項の規定による指定をしたときは、証明を受けようとする者に対する旨を書面その他の内閣府令で定める方法により通知しなければならない。
2	5 第一項の規定による指定がされない証明があつたときは、当該証明については、全社員を指定したものとみなす。
3	6 特定証明について、当該証明に係る業務の結果前に指定有限責任社員が欠けたときは、有限責任監査法人は、新たな指定をしなければならない。その指定がされなかつたときは、全社員を指定したものとみなす。
4	7 (社員の責任)
5	8 第三十四条の十の四第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされていない場合において、指定証明に関し被監査会社等に生じた債権に基づく無限責任監査法人の財産に対する強制執行がその効力を奏しなかつた場合を除き、前項と同様とする。
6	9 第三十四条の十の四第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされていない場合において、指定証明に関し被監査会社等に生じた債権に基づく無限責任監査法人の財産に対する強制執行がその効力を奏しなかつたときは、指定社員が、無限責任監査法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、前項と同様とする。

したときは、当該社員は、その関与に当たり注意を怠らなかつたことを証明した場合を除き、指定社員が前二項の規定により負う責任と同一の責任を負う。無限責任監査法人を脱退した後も、同様とする。

有限責任監査法人の社員は、その出資の価額（既に有限責任監査法人に対し履行した出資の価額を除く。）を限度として、有限責任監査法人の債務を弁済する責任を負う。

前項の規定にかかわらず、前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合（同条第五項又は第六項の規定により指定したものとみなされる場合を含む。次項及び第十項において同じ。）において、特定証明に関する負担することとなつた有限責任監査法人の債務をその有限責任監査法人の財産をもつて完済することができないときは、指定有限責任社員（指定有限責任社員であった者を含む。以下この条において同じ。）が、連帯してその弁済の責任を負う。ただし、脱退した特定証明による指定がされ、同条第一項の規定による通知がされている場合において、特定証明による指定がされたものとみなされる場合は、この限りでない。

前条第一項の規定による指定がされ、同条第一項の規定による通知がされている場合において、特定証明に関し生じた債権に基づく有限責任監査法人の財産に対する強制執行がその効果を奏しなかつたときは、指定有限責任社員が、有限责任監査法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、前項と同様とする。

前条第一項の規定による指定がされ、同条第一項の規定による通知がされている場合において、指定を受けていない社員が指定の前後を問わず特定証明に係る業務に関与したときは、当該社員は、その関与に当たり注意を怠らなかつたことを証明した場合を除き、指定有限責任社員が前二項の規定により負う責任と同一の責任を負う。有限責任監査法人を脱退した後も、同様とする。

会社法第六百十二条の規定は、監査法人の社員の脱退について準用する。ただし、第四項又は第八項の場合において、指定証明に関し被監査会社等に対しても負担することとなつた無限責任監査法人の債務又は特定証明に関し負担することとなつた有限責任監査法人の債務については、この限りでない。

（社員であると誤認させる行為をした者の責任）

第三十四条の十の七 無限責任監査法人の社員でない者が自己を無限責任監査法人の社員であると誤認させる行為をしたときは、当該無限責任監査法人の社員でない者は、その誤認に基づいて無限責任監査法人と取引をした者に対し、無

限責任監査法人の社員と同一の責任を負う。

有限責任監査法人の社員でない者が自己を有する責任を負う。

第三十四条の十の八

特定社員となるうとする者は、特定社員の名簿（以下この節において「特定社員名簿」という。）に、氏名、生年月日、所属する監査法人その他内閣府令で定める事項の登録（以下この節（第三十四条の十の十第六号の二から第八号までを除く。）において單に「登録」という。）を受けなければならぬ。（特定社員の登録義務）

第三十四条の十の八 特定社員となるうとする者は、特定社員の名簿（以下この節において「特定社員名簿」という。）に、氏名、生年月日、所属する監査法人その他内閣府令で定める事項の登録（以下この節（第三十四条の十の十第六号の二から第八号までを除く。）において單に「登録」という。）を受けなければならない。

第三十四条の十の九 特定社員名簿は、日本公認会計士協会に、これを備える。

第三十四条の十の九 次の各号のいずれかに該当する者は、特定社員の登録を受けることができる。

第三十四条の十の十 公認会計士（登録拒否の事由）

第三十四条の十の十 特定社員名簿は、日本公認会計士協会に、これを備える。

れた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから五年を経過しないもの

四 拘禁刑以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの

五 破産手続開始の決定を受けて復権を得た者

六 国家公務員法、国会職員法又は地方公務員法の規定により懲戒免職の处分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

七 第三十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により公認会計士の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

八 第三十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間中に公認会計士の登録が抹消され、いまだ当該期間を経過しない者

九 第三十四条の十の十七第二項の規定により登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者

十 第三十四条の十の十七第二項の規定により、監査法人の第三十四条の五各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与するとの禁止の処分を受け、当該禁止の期間中にその登録が抹消され、いまだ当該期間を経過しない者

十一 税理士法、弁護士法若しくは外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律又は弁理士法により業務の禁止又は除名の処分を受けた者。ただし、これらの法律により再び業務を営むことができるようになつた者を除く。

十二 心身の故障により監査法人の業務の執行に支障があり、又はこれに堪えない者

（登録の手続）

第三十四条の十の十一 登録を受けようとする者は、登録申請書を日本公認会計士協会に提出し

2 日本公認会計士協会は、前項の規定により登録申請書の提出があつた場合において、登録を行

3 有限責任監査法人の社員であると誤認させる行為をしたときは、当該有限責任監査法人の社員でない者は、その誤認に基づいて有限責任監査法人と取引をした者に対し、その誤認させた責任人と取引をした者に対し、その誤認させた責任の範囲内で当該有限責任監査法人の債務を弁済する責任を負う。

第三十四条の十の八 特定社員となるうとする者は、特定社員の名簿（以下この節において「特定社員名簿」という。）に、氏名、生年月日、所属する監査法人その他内閣府令で定める事項の登録（以下この節（第三十四条の十の十第六号の二から第八号までを除く。）において單に「登録」という。）を受けなければならない。

第三十四条の十の九 特定社員名簿は、日本公認会計士協会に、これを備える。

第三十四条の十の十 特定社員名簿は、日本公認会計士協会に、これを備える。

第三十四条の十の十 特定社員名簿は、日本公認会計士協会に、これを備える。

第三十四条の十の十 特定社員名簿は、日本公認会計士協会に、これを備える。

第三十四条の十の十 特定社員名簿は、日本公認会計士協会に、これを備える。

十二 心身の故障により監査法人の業務の執行に支障があり、又はこれに堪えない者

（登録の手続）

第三十四条の十の十一 登録を受けようとする者は、登録申請書を日本公認会計士協会に提出し

2 日本公認会計士協会は、前項の規定により登録申請書の提出があつた場合において、登録を行

3 有限責任監査法人の社員であると誤認させる行為をした者に対し、無

限責任監査法人の社員と同一の責任を負う。

第三十四条の十の十二 前条第二項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるとき、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。

第三十四条の十の十二 前条第二項の規定により登録を拒否された者は、当該申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月を経過しても当該申請書に対する処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。

第三十四条の十の十二 前条第一項の規定により登録申請書を提出した者は、当該処分に不服があるとき、内閣総理大臣に対して、審査請求をする

（登録の手続）

第三十四条の十の十三 登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。

第三十四条の十の十三 登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。

第三十四条の十の十四 特定社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、その登録を抹消しなければならない。

議決に基づき、その登録を抹消することができ  
る。

- 二 心身の故障により監査法人の業務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

三 二年以上継続して所在が不明であるとき。

前項第一号又は第二号の規定による登録の抹消については第三十四条の十の十一第三項並びに第三十四条の十の十二第一項及び第三項の規定を、前項第三号の規定による登録の抹消については同項第一項及び第三項の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

日本公認会計士協会は、特定社員が第三十四条の十の十七第二項の処分の手続に付された場合においては、その手続が結了するまでは、第一項第一号又は第二項第二号若しくは第三号の規定による当該特定社員の登録の抹消をすることができない。

(登録の細目)

**第三十四条の十の十五** この節に定めるもののか、登録の手続、登録の抹消、特定社員名簿その他登録に関して必要な事項は、内閣府令で定める。

**第三十四条の十の十六** 特定社員は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。特定社員でなくなつた後であつても、同様とする。

(特定社員に対する処分)

**第三十四条の十の十七** 特定社員に対する処分は、次の三種とする。

  - 一 戒告
  - 二 監査法人の第三十四条の五各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することの二年以内の禁止
  - 三 登録の抹消

2 特定社員がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反した場合には、内閣総理大臣は、前項各号に掲げる処分をることができる。

3 第三十二条から第三十四条までの規定は、前項の処分について準用する。

**第三節 業務**

(特定の事項についての業務の制限)

**第三十四条の十一** 監査法人は、財務書類のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて

ては、第二条第一項の業務を行つてはならぬ。い。  
一 監査法人が株式を所有し、又は出資している会社その他の者の財務書類

- 二 監査法人の社員のうちに会社その他の者とする者（その配偶者のみが当該関係を有する場合にあつては、当該会社その他の者の財務書類について当該監査法人の行う第二条第一項の業務に関与する者その他の政令で定める者に限る。）がある場合における当該会社その他の者の財務書類

三 会社その他の者の財務書類について監査法人の行う第二条第一項の業務にその社員として関与した者が、当該財務書類に係る会計期間又はその翌会計期間（以下この号において「関与社員会計期間」という。）内に当該会社その他の者又はその連結会社等の役員又はこれに準ずる者となつた場合における当該関与社員会計期間に係る当該会社その他の者又はその連結会社等の財務書類

四 前三号に定めるもののほか、監査法人が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類

前項第四号の著しい利害関係とは、監査法人又はその社員が会社その他の者との間にその者の営業、経理その他に関して有する関係で、監査法人の行う第二条第一項の業務の公正を確保するため業務の制限をすることが必要かつ適当であるとして政令で定めるものをいう。

監査法人の社員のうち会社その他の者と第二十四条第一項又は第三項に規定する関係を有する者は、当該監査法人が行う第二条第一項の業務で当該会社その他の者の財務書類に係るものには関与してはならない。

（大会社等に係る業務の制限の特例）

**第三十四条の十一の二** 監査法人は、当該監査法人又は当該監査法人が実質的に支配していると認められるものとして内閣府令で定める關係を有する法人その他の団体が、大会社等から第二条第二項の業務（財務書類の調製に関する業務その他の内閣府令で定めるものに限る。次項において同じ。）により継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等の財務書類について、同条第一項の業務を行つてはならない。

監査法人は、その社員が大会社等から第二条第二項の業務により、継続的な報酬を受けてい

る場合には、当該大会社等の財務書類について、同条第一項の業務を行つてはならない。

- 財務書類について第二条第一項の業務を行う場合において、当該監査法人の社員が当該大会社等の七会計期間の範囲内で政令で定める連続会計期間のすべての会計期間に係る財務書類について当該社員が監査関連業務（第二十四条の三第三項に規定する監査関連業務をいう。以下この条から第三十四条の十一の五までにおいて同じ。）を行った場合には、当該政令で定める連続会計期間以後の政令で定める会計期間に係る当該大会社等の財務書類について当該社員に監査関連業務を行わせてはならない。

（大規模監査法人の業務の制限の特例）

**第三十四条の十一の四 大規模監査法人は、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の政令で定める者（以下この項において「上場有価証券発行者等」という。）の財務書類について第二条第一項の業務を行う場合において、当該業務を執行する社員のうちその事務を統括する者その他の内閣府令で定める者（以下この項において「筆頭業務執行社員等」という。）が上場有価証券発行者等の五会計期間の範囲内で政令で定める連続会計期間のすべての会計期間に係る財務書類について監査関連業務を行つた場合には、当該政令で定める連続会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間に係る当該上場有価証券発行者等の財務書類について当該筆頭業務執行社員等に監査関連業務を行わせてはならない。**

2 前項（次条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の大規模監査法人とは、その規模が大きい監査法人として内閣府令で定めるものをいう。

（新規上場企業等に係る業務の制限）

**第三十四条の十一の五 金融商品取引所にその発行する有価証券を上場しようとする者の他の政令で定める者（大会社等を除く。）の発行する当該有価証券が上場される日その他の政令で定める日の属する会計期間前の三会計期間の範囲内で内閣府令で定める会計期間に係る財務書類について監査法人が監査関連業務を行つた場合には、その者を大会社等とみなして、第三十二条の十一の三の規定を適用する。この場合において、同条中「監査法人は」とあるのは、「**

「第三十四条の十一の五第一項の監査関連業務を行つた監査法人は」とする。

- 場しようとする者その他の政令で定める者の発行する有価証券が上場される日その他の政令で定める日の属する会計期間の三会計期間の範囲内で内閣府令で定める会計期間に係る財務書類について前条第二項に規定する大規模監査法人が監査閑連業務を行つた場合には、その者を同条第一項に規定する上場有価証券発行者等とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「大規模監査法人」とあるのは、「次条第二項の監査閑連業務を行つた大規模監査法人」とする。

(監査又は証明の業務の執行方法)

**第三十四条の十一** 監査法人は、その公認会計士である社員以外の者に第二条第一項の業務を行わせてはならない。

2 監査法人が会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、当該証明に係る業務を執行した社員は、当該証明書にその資格を表示して署名しなければならない。

3 監査法人は、前項の規定による証明書による証明に代えて、内閣府令で定めるところにより、当該証明に係る会社その他の者の承諾を得て、電磁的方法であつて同項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして内閣府令で定めるものにより当該証明をすることができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

4 第二十五条の規定は、監査法人が会社その他の者の財務書類について証明をする場合に準用する。

(業務管理体制の整備)

**第三十四条の十三** 監査法人は、業務を公正かつ的確に遂行するため、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制を整備しなければならない。

2 前項に規定する業務管理体制は、次に掲げる事項(第四十四条第一項第十三号及び第四十六条の九の二第一項において「業務の運営の状況」という。)を含むものでなければならない。

一 業務の執行の適正を確保するための措置

二 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施

三 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に



目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼管等）に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

会社法第九百三十九条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十四条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十五条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十二条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、監査法人が第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百三十九条第一項及び第三項中「公告方法」とあるのは「合併の公告の方法」と、同法第九百四十六条第三項中「商号」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

（合併の無効の訴え）

**第三十四条の二十一の二** 会社法第八百一十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第二項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定は監査法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

であると認めるときは、当該監査法人に対し、必要な指示をすること（同号に該当した場合において、次項の規定により業務管理体制の改善を命ずること及び第三項の規定により社員が監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に関与することを禁止することを除く。）ができる。

2 内閣総理大臣は、監査法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その監査法人に対し、戒告し、第三十四条の十三第一項に規定する業務管理体制の改善を命じ、二年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

一 社員の故意により、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明したこと。

二 社員が相当の注意を怠つたことにより、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明したこと。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるとき。

四 前項の規定による指示に従わないとき。

3 内閣総理大臣は、監査法人が前項各号のいずれかに該当するときは、その監査法人に対し、二年以内の期間を定めて、当該各号に該当することとなつたことに重大な責任を有すると認められる社員が当該監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に関与することを禁止することができる。

4 第三十二条から第三十四条までの規定は、前二項の処分について準用する。

5 第二項及び第三項の規定による処分の手続に付された監査法人は、清算が結了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が結了するまで、なお存続するものとみなす。

6 第二項及び第三項の規定は、これらの規定により監査法人を処分する場合において、当該監査法人の社員である公認会計士につき第三十条又は第三十一条に該当する事実があるときは、その社員である公認会計士に対し、懲戒の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

第三十四条の二十一の一 監査法人が会社その他の者の財務書類について証明をした場合において、当該監査法人が前条第二項第一号又は第二号に該当する事実があるときは、内閣総理大臣は、第三十四条の四十から第三十四条の六十二までに定める手続に従い、当該監査法人に對し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該証明について監査法人が前条第二項第一号に該当する事実がある場合 当該証明を受けた当該会社その他の者の財務書類に係る会計期間における報酬その他の対価として政令で定める額(次号において「監査報酬相当額」という。)の一・五倍に相当する額。

二 当該証明について監査法人が前条第二項第二号に該当する事実がある場合 監査報酬相当額

一 前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、同項の監査法人に対して、同項の課徴金を納付させることを命じないことができる。

一 前条第二項第一号に該当する事実がある場合において、当該監査法人に対し同項の処分をする場合(同号の財務書類に係る虚偽、錯誤又は脱漏が当該財務書類全体の信頼性に与える影響が比較的軽微であると認められる場合として内閣府令で定める場合に限る。)

二 前条第二項第二号に該当する事実がある場合において、当該監査法人に対して同項の処分をする場合(同号の相当の注意を著しく怠つた場合として内閣府令で定める場合を除く。)

三 第三十四条の十の四第四項に規定する被監査会社等との間で既に締結されている契約に基づく第一条第一項の業務として内閣府令で定めるものの停止を命ずる場合

四 解散を命ずる場合

一 第一項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満であるときは、課徴金の納付を命ずることができる。

二 第一項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 第一項の規定による命令を受けた者は、同項の規定による課徴金を納付しなければならない。

6 監査法人が合併により消滅したときは、当該監査法人がした行為は、合併後存続し、又は合併により設立された監査法人がした行為とみなして、この条の規定を適用する。

7 第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条、第三十四条及び前条第五項から第七項までの規定は、第一項の規定による命令について準用する。この場合において、同条第五項から第七項までの規定中「第二項及び第三項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。  
(裁判所による監督)

**第三十四条の二十一の三** 監査法人の解散及び清算は、裁判所の監督に付する。

1 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をることができる。

2 監査法人の解散及び清算を監督する裁判所は、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

3 内閣総理大臣は、前項に規定する裁判所に対して、意見を述べることができる。

4 (清算結了の届出)  
第三十四条の二十一の四 清算が結了したときは、清算人は、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 (解散及び清算の監督に関する事件の管轄)  
**第三十四条の二十一の五** 監査法人の解散及び清算の監督に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。  
(検査役の選任)

**第三十四条の二十一の六** 裁判所は、監査法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

6 前項の検査役の選任の裁判に対しても、不服を申し立てることができない。

7 裁判所は、第一項の検査役を選任した場合に、監査法人が当該検査役に対し支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該監査法人及び検査役の陳述を聴かなければならぬ。

3 会社法第六百六十八条から第六百七十二条までの規定は、無限責任監査法人の任意清算について準用する。この場合において、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十二条第一号から第三号まで」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第一号又は第二号」と、同条中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第二項中「同項」とあるのは「前条第一項」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十六項において準用する第九百三十九条第一項」と読み替えるものとする。

4 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条规定第一項、第八百七十条第一項(第十号に係る部分に限る)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る)、第八百七十三条(本文、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項(第三号に係る部分に限る))の規定は監査法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項(第一号に係る部分に限る)、第八百七十二条(第一号及び第四号に係る部分に限る)、第八百七十三条、第八百七十四条(第二号及び第三号に係る部分に限る)、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条规定第一項の申立てがあつた場合における監査法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

5 会社法第八百二十八条第一項(第一号に係る部分に限る)及び第二項(第一号に係る部分に限る)、第八百三十四条(第二十一号に係る部分に限る)、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条(第八百四十六条及び第九百三十七条第一項(第一号に係る部分に限る))の規定は、監査法人の解散の訴えについて準用する。

6 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条(第二十一号に係る部分に限る)、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条(第八百四十六条及び第九百三十七条第一項(第一号に係る部分に限る))の規定は、監査

8 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十六条の規定の適用については、無限責任監査法人は、合名会社とみなす。

9 責任社員とする定款の変更をすることにより、有限責任監査法人となる。

10 有限責任監査法人は、その社員の全部を無限責任社員とする定款の変更をすることにより、無限責任監査法人となる。

11 第八項の定款の変更をする場合において、当該定款の変更をする無限責任監査法人の社員が当該定款の変更後の有限責任監査法人に対する出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行していないときは、当該定款の変更は、当該払込み及び給付が完了した日に、その効力を生ずる。

12 第三十四条の十四第一項、第三十四条の十七（第三号から第五号までに係る部分に限る。）、第一項において準用する会社法第六百四条第一項及び第二項、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百二十二条、第六百二十四条並びに第六百二十四条並びに第八項の規定は、第二項において準用する同法第六百四十四条（第三号を除く。）の規定により清算をする監査法人については、適用しない。  
(有限責任監査法人についての会社法の準用等)

第三十四条の二十三 会社法第二百七条（第九項第一号を除く。）、第六百四条第三項、第六百二十九条、第六百二十三条第一項、第六百二十五条から第六百三十六条まで、第六百六十条、第六百六十一条及び第六百六十五条の規定は、有限责任監査法人について準用する。この場合において、これらの規定中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百七条第一項中「第一号を除く。」、第六百四条第三項、第六百二十九条第一項第三号に掲げる事項」とあるのは「金銭以外の財産」を出資の目的として「株式の引受け人」とあるのは「社員にならうとする者」と、「その募集株式の引受けの申込み又は第二百五条第一項の契約に係る意思表示」とあるのは「出資の申込み」と、同条第十項第一

号中「取締役、会計参与、監査役若しくは執行役」とあるのは「社員」と、「支配人その他の使用者」とあるのは「使用人」と、同項第二号中「募集株式の引受人」とあるのは「社員にならうとする者」と、同法第六百四条第三項中「前項」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十二条第一項において準用する前項」と、同法第六百三十二条第一項中「会計年度」と、同法第六百三十二条第一項中「第六百二十四条第一項」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十二条第一項において準用する第六百二十四条第一項」と、同条第二項中「が、第六百二十四条第一項前段」とあるのは「が、公認会計士法第三十四条の二十二条第一項において準用する第六百二十四条第一項前段」と段」と、「は、第六百二十四条第一項前段」とあるのは「は、同法第三十四条の二十二条第一項において準用する第六百二十四条第一項前段」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。







条（第六項を除く。）の規定の適用については、当該手続が結了するまで、なお存続するものとみなす。

4 第一項の規定は、同項の規定により登録上場会社等監査人の登録を取り消す場合において、当該登録上場会社等監査人が監査法人である場合にあつては、当該登録上場会社等監査人の社員である公認会計士。以下この項において同じ。）につき第三十一条又は第三十二条に該当する事実があるときは、当該登録上場会社等監査人に對し、懲戒の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

5 第一項の規定は、同項の規定により登録上場会社等監査人（監査法人に限る。）の登録を取り消す場合において、当該登録上場会社等監査人の特定社員につき第三十四条の十の十七第二項に該当する事実があるときは、当該特定社員のものと解してはならない。

6 第一項の規定により登録が取り消された場合にあつては、同項の規定により登録を取り消された者は、その取消しの日前に締結された契約に係る第二条第一項の業務を行うことができた場合において、当該処分を受けた者は、当該契約を履行する目的の範囲内においては、なお登録上場会社等監査人とみなす。

（登録の抹消）  
第三十四条の三十四の十 日本公認会計士協会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を抹消しなければならない。

一 第三十四条の三十四の八第二項の規定により登録がその効力を失つたとき。  
二 前条第一項の規定により登録を取り消したとき。

（登録及び登録の抹消の公告）  
第三十四条の三十四の十一 日本公認会計士協会は、登録をしたとき及び当該登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

（登録の細目）  
第三十四条の三十四の十二 この章に定めるもののほか、登録の手続、登録の抹消、上場会社等監査人名簿その他登録に関して必要な事項は、内閣府令で定める。

（上場会社等に係る業務の制限の特則）  
第三十四条の三十四の十三 登録上場会社等監査人（公認会計士に限る。）は、上場会社等の財

務書類について第二条第一項の業務を行うときは、内閣府令で定めるやむを得ない事情がある場合を除き、次に掲げる要件のいずれかを満たさなければならない。

一 登録を受けた監査法人と共同して行うこと。

二 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 政令で定める数以上の他の登録を受けた公認会計士と共同して行うこと。

ロ イの他の登録を受けた公認会計士の数と補助者として使用する他の公認会計士の数を合計した数が政令で定める数以上であること。

（業務管理体制の整備に関する特則）  
第三十四条の三十四の十四 登録上場会社等監査人は、内閣府令で定めるところにより、業務の品質の管理の状況を適切に評価し、その結果を公表する体制、上場会社等の財務書類に係る第二条第一項の業務を公正かつ確に遂行するに足りる人的体制その他の当該業務を公正かつ的確に遂行するための業務管理体制を整備しなければならない。

（届出）  
第五章の五 外国監査法人等  
第三十四条の三十五 外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすること業とする者は、金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するものその他の政令で定める有価証券の発行者その他内閣府令で定める者が同法の規定により提出する財務書類（以下「外国会社等財務書類」という。）について第二条第一項の業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合において、その業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるとときは、当該外国監査法人等に対し、必要な指示をすることができる。

（届出）  
第三十四条の三十六 前条第一項の規定による届出を行つた者は、内閣総理大臣は、前条第一項の規定による届出書には、定款その他の内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（届出事項）  
第三十四条の三十七 外国監査法人等は、前条第一項各号に掲げる事項について変更があつた場合においては、内閣府令で定めるところにより、二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（届出事項の変更）  
第三十四条の三十八 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（届出事項に対する指示等）  
第三十四条の三十九 外国監査法人等は、前項の規定による届出書には、内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（届出事項）  
第三十四条の四十 外国監査法人等は、前項の規定による届出書には、内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（届出事項）  
第三十四条の四十一 外国監査法人等は、前項の規定による届出書には、内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（届出事項）  
第三十四条の四十二 外国監査法人等は、前項の規定による届出書には、内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（届出事項）  
第三十四条の四十三 外国監査法人等は、前項の規定による届出書には、内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（届出事項）  
第三十四条の四十四 外国監査法人等は、前項の規定による届出書には、内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（届出事項）  
第三十四条の四十五 外国監査法人等は、前項の規定による届出書には、内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（届出事項）  
第三十四条の四十六 外国監査法人等は、前項の規定による届出書には、内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（届出事項）  
第三十四条の四十七 外国監査法人等は、前項の規定による届出書には、内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（届出事項）  
第三十四条の四十八 外国監査法人等は、前項の規定による届出書には、内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 名称又は氏名  
二 主たる事務所の所在地  
三 法人にあつては、役員の氏名  
四 法人にあつては、資本金の額又は出資の総額

始、更生手続開始又は清算開始と同種類の申立てを行つたとき。  
内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公表しなければならない。

（審判手続開始の決定）  
第三十四条の四十 内閣総理大臣は、第三十一条の一第一項に規定する事実があると認める場合（同条第二項の規定により課徴金を納付させることを命じない場合を除く。）又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実があると認めるとときは、内閣府令で定めることとする。

2 前項の規定による届出書には、定款その他の内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（審判手続開始の決定）  
第三十四条の四十一 内閣総理大臣は、第三十一条の二十一第二項第一号若しくは第二号に規定する証明をした財務書類に係る会社その他の者の会計期間の末日から七年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該証明に係る事件について審判手続開始の決定をすることができる。

2 第三十一条第一項若しくは第二項又は第三十四条の二十一第二項第一号若しくは第二号に規定する証明をした財務書類に係る会社その他の者の会計期間の末日から七年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該証明に係る事件について審判手続開始の決定をすることができる。

（審判手続開始決定記録）  
第三十四条の四十二 内閣総理大臣は、前項第一項の決定をした場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該決定に係る電磁的記録（以下この条及び第三十四条の四十五において「審判手続開始決定記録」という。）を内閣府の会計期間の末日から七年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該証明に係る事件について審判手続開始の決定をすることができる。

2 第三十一条第一項若しくは第二項又は第三十四条の二十一第二項第一号若しくは第二号に規定する証明をした財務書類に係る会社その他の者の会計期間の末日から七年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該証明に係る事件について審判手続開始の決定をすることができる。

（審判手続開始決定記録）  
第三十四条の四十三 内閣総理大臣は、前項の規定による届出書には、内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出書には、内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（審判手続開始決定記録）  
第三十四条の四十四 内閣総理大臣は、前項の規定による届出書には、内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出書には、内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（審判手続開始決定記録）  
第三十四条の四十五 内閣総理大臣は、前項の規定による届出書には、内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出書には、内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（審判手続開始決定記録）  
第三十四条の四十六 内閣総理大臣は、前項の規定による届出書には、内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出書には、内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（審判手続開始決定記録）  
第三十四条の四十七 内閣総理大臣は、前項の規定による届出書には、内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出書には、内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（審判手続開始決定記録）  
第三十四条の四十八 内閣総理大臣は、前項の規定による届出書には、内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出書には、内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（審判手続開始決定記録）  
第三十四条の四十九 内閣総理大臣は、前項の規定による届出書には、内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出書には、内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（審判手続開始決定記録）  
第三十四条の五十 内閣総理大臣は、前項の規定による届出書には、内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出書には、内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（審判手続開始決定記録）  
第三十四条の五十一 内閣総理大臣は、前項の規定による届出書には、内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出書には、内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（審判手続開始決定記録）  
第三十四条の五十二 内閣総理大臣は、前項の規定による届出書には、内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出書には、内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。



る当該会社その他の者の他の財務書類の証明について「以上の決定」(以下この項において「新決定」という。)をしなければならないときは、当該新決定について、同条第一項又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第ニ号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めることを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一 新決定に係る個別決定ごとの算出額のうち最も高い額

二 既決定に係る第三十一条の二第一項又は前項の規定による課徴金の額を合計した額

内閣総理大臣は、会社その他の者の同一の会計期間に係る財務書類の二以上の証明について第一項の決定(第三十四条の二十一の二第一項の規定に係るものに限る。以下この項において同じ。)をしなければならない場合には、同条第一項の規定による額に代えて、それぞれの決定に係る事實について同項の規定により計算した額(以下この項及び次項において「個別決定ごとの算出額」という。)のうち最も高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の決定(第三十四条の二十一の二第一項の規定に係るものに限る。以下この項において同じ。)又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項又は前項の規定によりされた「以上の決定」(以下この項において「既決定」という。)に係る会社その他の者の財務書類の証明と同一の会計期間に係る当該会社その他の者の他の財務書類の証明について「以上の決定」(以下この項において「新決定」という。)をしなければならないときは、当該新決定について、同条第一項又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事實について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなけれ

ばならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一 新決定に係る個別決定ごとの算出額のうち最も高い額

二 既決定に係る第三十四条の二十一の二第一項又は前項の規定による課徴金の額を合計した額

6 内閣総理大臣は、前条の規定による決定案の提出を受けた場合において、第三十三条の二第二項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実がないと認めるときは、その旨を明らかにする決定をしなければならない。

7 前各項の決定は、前条の規定により審判官が提出した決定案に基づいて行わなければならぬ。この場合において、内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、当該決定に係る電磁的記録をファイルに記録しなければならない。

8 前項に規定する決定に係る電磁的記録には、内閣総理大臣が認定した事実及びこれに対する法令の適用（第一項から第五項までの決定については、課徴金の計算の基礎及び納付期限を含む。）を記録しなければならない。

9 前項の納付期限は、同項に規定する電磁的記録（第一項から第五項までの決定に係るものに限る。）について第三十四条の五十五の二の規定による書面を発し、又は第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第九十九条の二第一項本文の規定による通知を発した日から二月を経過した日とする。

10 第七項に規定する決定は、被審人に当該決定に係る電磁的記録を送達することによつて、その効力を生ずる。

（送達書類等）

**第三十四条の五十四**

送達すべき書類又は電磁的記録の送達に係る規定の準用

**第三十四条の五十五**

書類又は電磁的記録の送達に係る規定について、民事訴訟法第九十九条から第百二条まで及び第一百二条の二から第九十九条の四までの規定を準用する。この場合において、これらの中の規定中「受訴裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第百条第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」

と、同様第二項中「最高裁判所規則」とあるのは、「内閣府令」と、「ファイル」とあるのは、「ファイル」(公認会計士法第三十四条の四十一第一項に規定するファイルをいう。第九条において同じ。)一と、「同項の書面」とあるのは、「前項の書面」と、「同法第一百一条第一項中「執行官」とあるのは、「審判手続の事務を行う職員」と、「同法第一百四条第一項中「当事者、法定代理人又は訴訟代理人」とあるのは、「被審人又はその代理人」と、「同法第一百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは、「審判手続の事務を行なう職員」と、「同項第三号中「訴訟記録」とあるのは、「事件記録」と、「同法第八条中「裁判長」とあるのは、「内閣総理大臣又は審判長」(「公認会計士法第三十四条の四十二第一項ただし書の場合にあっては、審判官」と、「同法第一百九条の二第一項及び第二項並びに第九条の三第二項第一号中「最高裁判所規則」とあるのは、「内閣府令」と、「同法第一百九条の四第一項中「第一百三十一条の十一第一項各号に掲げる者」とあるのは、「代理人(弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人である者に限る。)」と、「第一百九条の二第一項の」とあるのは、「同項の」と読み替えるものとする。  
(課徴金納付命令の決定等に係る電磁的記録の送達の特則)

二 電磁的事件記録（事件記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。次号において同じ。）の内容を内閣府令で定める方法により表示したものを見覧すること。

三 第三十四条の五十二第七項に規定する決定に係る電磁的記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて審判手続の事務を行ふ職員が内閣府令で定める方法により当該書面の内容が当該事項と同一であることを証明したものを交付し、又は同項に規定する決定に係る電磁的記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて審判手続の事務を行ふ職員が内閣府令で定める方法により当該電磁的記録の内容が当該事項と同一であることを証明したものを見覧する方法その他の内閣府令で定める方法により複写すること。

う職員」と、「ファイル」とあるのは「ファイルル」(公認会計士法第二十四条の四十一第一項に規定する「ファイル」)。以下この章において同じ。」)と、同条第三項中「当該裁判所」とあらわれるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第二百三十二条の十一第一項中「次の各号に掲げる者」とあるのは「代理人(弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人)である者に限る。次項及び第三項において同じ。」)と、「それぞれ当該各号に定める事件の申立て等」とあるのは「申立て等」と、同条第二項中「前項各号に掲げる者」とあり、及び同条第三項中「同項各号に掲げる者」とあるのは「代理人」と、同項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第二百三十二条の十三中「裁判所」に「とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」に」と読み替えるものとする。

(納付の督促)

**第三十四条の五十九** 内閣総理大臣は、課徴金をその納付期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による督促をしたときは、同項の課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

3 前項の規定により計算した延滞金の額に百分未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(課徴金納付命令の執行)

**第三十四条の六十** 前条第一項の規定により督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、内閣総理大臣の命令で、第三十四条の五十三第一項から第五項までの決定(以下この条及び次条において「課徴金納付命令」という。)を執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 課徴金納付命令の執行は、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)その他強制執行の手続に関する法令の規定に従つてする。

3 内閣総理大臣は、課徴金納付命令の執行に關して必要があると認めるときは、公務所又は私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

**第三十四条の六十一** 破産法及び民事再生法（平成十一年法律第二百一十五号）の規定の適用については、課徴金納付命令に係る課徴金の請求権及び第三十四条の五十九第二項の規定による延滞金の請求権は、過料の請求権とみなす。  
（内閣府令への委任）

**第三十四条の六十二** この章に規定するもののか、審判手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

2 前項の期間は、不变期間とする。  
（取消しの訴え）  
（参考人等の旅費等の請求）

**第三十四条の六十三** 第三十四条の五十三第一項から第五項までの決定の取消しの訴えは、決定がその効力を生じた日から三十日以内に提起しなければならない。

（行政手続法の適用除外）

**第三十四条の六十四** 第三十四条の四十七第一項又は第三十四条の五十第一項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

（審査請求）

**第三十四条の六十五** 内閣総理大臣が第三十一条の二、第三十四条の二十一の二及び第三十四条の四十から第三十四条の六十二までの規定によつてする決定その他の処分（これらの規定によつて審判官がする処分を含む。）については、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しない。ただし、第三十一条の二及び第三十四条の二十一の二の規定に係る同法第十二条の規定の適用については、この限りでない。

（審査請求）

**第三十四条の六十六** 内閣総理大臣が第三十一条の二、第三十四条の二十一の二及び第三十四条の四十から第三十四条の六十二までの規定により行う決定その他の処分（これらの規定によつて審判官が行う処分を含む。）又はその不作為については、審査請求をすることができない。

（設置）

**第三十五条** 金融庁に、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）を置く。

審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 公認会計士及び外国公認会計士に対する懲戒処分並びに監査法人に対する処分（監査法人に対する第三十四条の二十一の二第一項の

規定による命令を除く。)に関する事項を調査審議すること。

二 公認会計士、外国公認会計士及び監査法人の第二条第一項の業務、外国監査法人等の同項の業務に相当すると認められる業務並びに日本公認会計士協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣に勧告すること。

三 公認会計士試験を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(職権の行使)

**第三十五条の二** 審査会の会長及び委員は、独立してその職權を行う。

(組織)

**第三十六条** 審査会は、会長及び委員九人以内をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち一人は、常勤とすることができる。

(会長)

**第三十七条** 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会長及び委員の任命)

**第三十七条の一** 会長及び委員は、公認会計士に關する事項について理解と識見とを有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 会長又は委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、会長又は委員を任命することができます。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその会長又は委員を罷免しなければならない。

(会長及び委員の任期)

**第三十七条の三** 会長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の会長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

会長及び委員は、再任されることができる。

3 会長及び委員の任期が満了したときは、当該会長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。 （会長及び委員の身分保障）	第三十七条の四 会長及び委員は、審査会により、心身の故障のため職務の遂行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反との他会長若しくは委員たるに適しない非行があると認められた場合は、委員たるに適しない非行があると認められた場合は、在任中、その意に反して罷免されることがない。 （会長及び委員の罷免）
3 委員は、自己に關係のある議事については、議決に加わることができない。	第三十七条の五 内閣総理大臣は、会長又は委員が前条に該当する場合は、その会長又は委員を罷免しなければならない。 （会長及び委員の服務等）
3 試験委員は、非常勤とする。	第三十七条の六 会長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
3 会長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。	第三十七条の七 会長及び委員の給与は、別に法律で定める。

3 試験委員は、公認会計士試験の問題の作成及び採点を行わせるため、試験委員を置く。	第三十八条 審査会に、公認会計士試験の問題の作成及び採点を行わせるため、試験委員を置く。
2 試験委員は、前項の試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから、試験の執行ごとに、審査会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命し、その試験が終わつたときは退任する。	第三十九条 削除 （議事及び議決の方法）
3 試験委員は、非常勤とする。	第三十九条 削除 （議事及び議決の方法）
3 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。	第四十条 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
2 審査会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。	第三十一条 第二項第一項若しくは第三項、第三十四条の二十一の二第二項又は第三十四条の二十九第二項若しくは第三項の規定に該当する事実があると認めたときは、内閣総理大臣に対し、その事実を報告するものとする。
3 委員は、自己に關係のある議事については、議決に加わることができない。	第三十二条第一項の規定は、前項の報告があつた場合について準用する。

2 公認会計士及び特定社員の登録に関する規定	第四十一条 審査会は、第四十九条の四第二項又は第三項の規定に基づき第四十六条の十二第一項、第四十九条の三第一項若しくは第二項又は第四十九条の三の二第一項若しくは第二項の規定による権限を使用した場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、公認会計士、外国公認会計士若しくは監査法人の第二条第一項の業務、外国監査法人等の同項の業務に相当すると認められる業務又は日本公認会計士協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣に勧告することができる。 （政令への委任）
七 公認会計士及び特定社員の登録に関する規定	第四十二条 第三十五条から前条までに規定するもののほか、審査会の所掌事務及び委員その他の職員その他審査会に関し必要な事項は、政令で定める。
六 規定	第四十三条 公認会計士は、この法律の定めるところにより、全国を通じて一箇の日本公認会計士協会（以下「協会」という。）を設立しなければならない。
5 会則	第四十四条 協会は、会則を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。
4 公認会計士及び特定社員の登録に関する規定	第四十五条 協会は、その目的を達成するため必要な部会を設けることができる。 （会則）

4 公認会計士及び特定社員の登録に関する規定	第四十六条 第二項第一号及び第二号に掲げる事項に限り、会員は、協会の会則を守らなければならない。 （役員）
3 入会及び退会に関する規定	第四十七条 協会は、会員に第三十一条、第三十二条第一項の規定に該当する事実があると認めたときは、内閣総理大臣に対し、その事実を報告するものとする。
2 会員の種別及びその権利義務に関する規定	第四十八条 協会は、その会員に第三十一条、第三十二条第一項の規定に該当する事実があると認めたときは、内閣総理大臣に対し、その事実を報告するものとする。
1 役員に関する規定	第四十九条 第二項第一号及び第二号に掲げる事項に限り、会員は、協会の会則を守らなければならない。 （会員）
六 会議に関する規定	第五十条 協会は、会員に第三十一条、第三十二条第一項の規定に該当する事実があると認めたときは、内閣総理大臣に対し、その事実を報告するものとする。
5 公認会計士及び特定社員の登録に関する規定	第五十一条 第二項第一号及び第二号に掲げる事項に限り、会員は、協会の会則を守らなければならない。 （会員）
4 公認会計士及び特定社員の登録に関する規定	第五十二条 第二項第一号及び第二号に掲げる事項に限り、会員は、協会の会則を守らなければならない。 （会員）
3 入会及び退会に関する規定	第五十三条 第二項第一号及び第二号に掲げる事項に限り、会員は、協会の会則を守らなければならない。 （会員）
2 会員の種別及びその権利義務に関する規定	第五十四条 第二項第一号及び第二号に掲げる事項に限り、会員は、協会の会則を守らなければならない。 （会員）
1 役員に関する規定	第五十五条 第二項第一号及び第二号に掲げる事項に限り、会員は、協会の会則を守らなければならない。 （会員）

八 上場会社等監査人名簿への登録に関する規定  
九 資格審査会に関する規定  
十 会員の品位保持に関する規定  
十一 会員の研修に関する規定  
十二 公認会計士試験に合格した者の実務補習に関する規定

（事務局）  
第十四条 審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。  
第十五条 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

（会員）

- 5 4 資格審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。

5 委員は、会長が、内閣総理大臣の承認を受けた、公認会計士、公認会計士に係る行政事務に従事する金融庁の職員及び学識経験者のうちから委嘱する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に規定するもののほか、資格審査会の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。

(貸借対照表等)

**第四十六条の十一の二** 協会は、毎事業年度、第四十六条の六に規定する総会の決議を経た後、遅滞なく、貸借対照表及び収支計算書を官報に公告し、かつ、貸借対照表、収支計算書、附属明細書、事業報告書及び監事の意見書を、事務所に備えて置き、内閣府令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(報告及び検査)

**第四十六条の十二** 内閣総理大臣は、協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、協会に対し、報告若しくは資料の提出を求める、又は当該職員に協会の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができない。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督上の命令)

**第四十六条の十二の二** 内閣総理大臣は、協会が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは協会の会則その他の規則（以下この条において「法令等」という。）に違反した場合又は会員が法令等に違反する行為をしたにもかかわらず、当該会員に対し法令等を遵守させるために協会がこの法律、この法律に基づく命令若しくは当該会則その他の規則により認められた権能を行はせずその他必要な措置をすることを怠つた場合において、協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その事務の方法の

変更を命じ、又は会則その他の規則に定める必要な措置をすることを命ずることができる。

ほか、公認会計士又は監査法人の所有に属するものとする。

- |  |
|--|
| <p>要な措置をすることを命ずることができる。</p> <p>(総会の決議の取消し)</p> <p><b>第四十六条の十三</b> 内閣総理大臣は、協会の総会の決議が法令又は協会の会則に違反し、その他公益を害するときは、その決議の取消しを命ずることができる。</p> <p>(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の準用)</p> <p><b>第四十六条の十四</b> 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、協会について準用する。</p>   |
| <p><b>第七章 雜則</b></p> <p>(監査及び証明を受けた旨の公表の禁止)</p> <p><b>第四十七条</b> 公認会計士、外国公認会計士又は監査法人の監査又は証明を受けた場合を除くほか、何人も、その公表する財務書類の全部又は一部が公認会計士、外国公認会計士又は監査法人の監査又は証明を受けたものである旨を公表してはならない。</p> <p>(公認会計士又は監査法人でない者の業務の制限)</p> <p><b>第四十七条の二</b> 公認会計士又は監査法人でない者は、法律に定のある場合を除くほか、他人の求めに応じ報酬を得て第二条第一項に規定する業務を営んではならない。</p> <p>(名称の使用制限)</p>   |
| <p><b>第四十八条</b> 公認会計士でない者は、公認会計士の名称又は公認会計士と誤認させるような名称を使用してはならない。</p> <p>2 前項の規定は、法律の規定により定められた名称を使用すること又は外国公認会計士がその資格を示す適當な名称を使用することを妨げない。</p> <p><b>第四十八条の二</b> 監査法人でない者は、その名称中に監査法人又は監査法人と誤認させるような文字を使用してはならない。</p> <p>2 無限責任監査法人は、その名称中に有限責任監査法人又は有限責任監査法人と誤認せらるよなうな文字を使用してはならない。</p> <p>3 協会でない者は、協会の名称又は協会と誤認させるような名称を使用してはならない。</p> <p>(公認会計士又は監査法人の業務上調製した書類)</p>   |
| <p><b>第四十九条</b> 公認会計士又は監査法人が他人の求めに応じて監査又は証明を行うに際して調製した資料その他の書類は、特約のある場合を除く</p>   |
| <p>(公認会計士の使用者等の秘密を守る義務)</p> <p><b>第四十九条の二</b> 公認会計士、外国公認会計士若しくは監査法人の使用者その他の従業者又はこれららの者であつた者は、正当な理由がなく、第二条第一項又は第二項の業務を補助したことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は濫用してはならない。</p> <p>(公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に対する報告徴収及び立入検査)</p> <p><b>第四十九条の三</b> 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第二条第一項又は第二項の業務に關し、公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、第二条第一項の業務に關し、当該職員に公認会計士、外国公認会計士又は監査法人の事務所その他の業務に關係のある場所に立ち入り、その業務に關係のある帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>(外国監査法人等に対する報告徴収及び立入検査)</p> <p><b>第四十九条の三の二</b> 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、外国監査法人等の行う外国会社等財務書類についての第二条第一項の業務に相当する書類についての第二条第一項の業務に相当すると認められる業務に關し、外国監査法人等に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、外国監査法人等の行う外国会社等財務書類についての第二条第一項の業務に相当すると認められる業務に關し、当該職員に外国監査法人等の事務所その他の業務に關係のある場所に立ち入り、その業務に關係のある帳簿書類その他の物件を検査せることができる。</p> |

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

- 3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。  
(権限の委任)

**第四十九条の四** 内閣総理大臣は、この法律によるとする権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、第四十六条の九の二第二項の規定による報告の受理に関する事務並びに第四十六条の十二第一項並びに第四十九条の三第一項及び第二項の規定による権限を審査会に委任する。ただし、第四十六条の十二第一項並びに第四十九条の三第一項及び第二項の規定による権限のうち、前条第一項及び第二項の規定による権限を審査会に委任することができる。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、公認会計士試験の実施に関する事務の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

5 第一項の規定により委任された権限（前二項の規定により審査会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。  
(審査会に対する審査請求)

**第四十九条の四の二** 審査会が前条第二項若しくは第三項の規定により行う報告若しくは資料の提出の命令又は公認会計士試験の実施に関する事務に係る処分若しくはその不作為（同条第五項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された事務に係る処分又はその不作為を含む。）についての審査請求は、審査会に対してのみ行うことができる。  
(内閣府令への委任)

**第四十九条の五** この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、内閣府令で定める。  
(経過措置)

**第四十九条の六** この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。















項第二号の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、同項第二号の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、新公認会計士法若しくは新公認会計士法に基づく命令に違反する行為若しくは著しく不当な運営又は同条第一項の規定による指示に従わない行為について適用し、監査法人の施行日前にした旧公認会計士法第三十四条の二十一第二項第一号の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、旧公認会計士法若しくは旧公認会計士法に基づく命令に違反する行為若しくは著しく不当な運営又は同条第一項の規定による指示に従わない行為については、なお従前の例による。

2 新公認会計士法第三十四条の二十一第三項の規定は、監査法人の施行日以後にした同条第二項第一号の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、同項第二号の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、同項第二号の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、新公認会計士法若しくは新公認会計士法に基づく命令に違反する行為若しくは著しく不当な運営又は同条第一項の規定による指示に従わない行為について適用する。

(課徴金納付命令に関する経過措置)

**第十六条** 新公認会計士法第三十四条の二十一の二の規定は、監査法人の施行日以後にした新公認会計士法第三十四条の二十一第二項第一号の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為又は同項第二号の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為又は同条第一項の規定による指示に従わない行為について適用する。

(外国監査法人等の届出に関する経過措置)

**第十七条** 新公認会計士法第三十四条の三十五第一項の規定は、外国会社等財務書類(同項に規定する外国会社等財務書類をいう)で、施行日以後に開始する会計期間に係るもの的新公認会計士法第二条第一項の業務に相当すると認められる業務について適用する。

(罰則に関する経過措置)

(政令への委任)  
**第二十九条** 附則  
条に定めるもの

第二条から第十九条まで及び前  
のほか、この法律の施行に関し

（検討）  
必要な経過措置は、政令で定める。

される場合を含む。)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

<p><b>附 則</b> (平成二十三年五月二十五日法律第五)          この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。</p> <p><b>四号</b> 抄 (施行期日) <b>附 則</b> (平成二十三年六月二十四日法律第七)          (平成二十三年六月一三日法律第六)  <b>五号</b> 抄 (施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二十六年六月一三日法律第六)  <b>第六条</b> (経過措置の原則)  <b>第五条</b> 行政府の处分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の处分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。          (訴訟に関する経過措置)</p> <p><b>第六条</b> この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定そ他の行為を経た後でなければ提起できないと提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。</p> <p><b>二</b> この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることと）</p>	<p><b>第一条</b> この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二十九年五月三一日法律第四)  <b>一号</b> 抄 (施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二九年五月三一日法律第四)  <b>一号</b> 抄 (施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二九年五月三一日法律第四)  <b>二号</b> 抄 (施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二九年五月三一日法律第四)  <b>三号</b> 抄 (施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年を超過しない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
--	--

一から三まで 略  
第三条中特許法第百七条第三項の改正規定、第一百九条の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に「一条を加える改正規定、第一百十二条第一項及び第六項の改正規定、第一百九十五条第六項の改正規定並びに第一百九十五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十一条、第十五条、第二十三条及び第二十五条から第三十二条までの規定」公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和元年六月一四日法律第三七号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る）、第八十五条、第一百一条、第一百七条（民間あっせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る）、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る）及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定

二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区城法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）

、第二章第二节及び第四节、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二



(罰則に関する経過措置)  
**第一百二十四条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)  
第百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄  
(施行期日)  
一 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定 公布の日  
一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定  
一 定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定、(の賛本)の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第一百八十三条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第二項の改正規定、第十四条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第十四条の規定(民法第九十九条第二項及び第一百五十一條の第四項の改正規定を除く)、第四十七条中鉄道抵当法第四十四条の改正規定及び同法第四十三条の規定の規定 公布の日

三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十九条の規定、第五百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第五百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和五年一月二九日法律第八〇号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条の規定 公布の日

二 第二条中公認会計士法第一条の三第一項の改正規定 同法第三十四条の四十一第二項の改正規定（審判の）を「最初の審判手続の」に改める部分に限る。同条第四項の改正規定、同法第三十四条の四十二の次に一条を加える改正規定、同法第三十四条の四十三の見出し並びに同条第二項及び第三項の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第三十四条の四十四（見出しを含む。）及び第三十四条の四十五の見出しの改正規定、同条第二項の改正規定（審判手続開始決定書に記載され）を「審判手続開始決定記録に記載され」に改める部分を除く。並びに同法第三十四条の四十六の見出し及び同条第一項並びに同法第三十四条の四十九第一項の改正規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条中公認会計士法第三十四条の四十一の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（審判の）を「最初の審判手続の」に改める部分を除く。同法第三項及び同法第三十四条の四十七第二項の改正規定、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に二項を加える改正規定、同法第三十四条の四十八に一項を加える改正規定、同法第三十四条の四十九に一項を加える改正規定、同法第三十四条の五十三条の五十三項を同条第四項とし、同条第二

項の次に一項を加える改正規定、同法第三十四条の五十三第七項から第十項まで、第三十四条の五十四（見出しを含む）及び第三十四条の五十五（見出しを含む）の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同条を同法第三十四条の五十六第一項から第三項までの改正規定並びに同法第五十二条の三第一項及び第五十三条の三第二号の改正規定並びに次条から附則第四条までの規定、公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（公認会計士法の一部改正に伴う経過措置）

**第二条** 第二条の規定（前条第三号に掲げる改正規定に限る。次条において同じ。）による改正後の公認会計士法（次条及び附則第四条において「新公認会計士法」という。）第三十四条の四十一第一項から第三項まで及び第三十四条の四十五の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条から附則第四条までにおいて「第三号施行日」という。）以後に公認会計士法第三十四条の四十第一項に規定する決定が行われる審判手続について適用し、第三号施行日前に当該決定が行われた審判手続については、なお従前の例による。

**第三条** 新公認会計士法第三十四条の五十三第七項から第十項までの規定は、第三号施行日以後に同条第七項に規定する決定が行われる審判手続について適用し、第三号施行日前に第二条の規定による改正前の公認会計士法第三十四条の五十三第七項に規定する決定が行われた審判手続については、なお従前の例による。

**第四条** 新公認会計士法第三十四条の五十八において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一百三十二条の十一（第一項各号を除く。）の規定は、第三号施行日以後に公認会計士法第三十四条の四十第一項に規定する決定が行われる審判手続について適用する。

**（罰則の適用に関する経過措置）**

**第五条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第六条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第七条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。